

大阪市立茨田北小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和 8年 4 月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「知育・徳育・体育の調和のとれた人間形成」育成のために「茨田北小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の三点をあげる。

- ①学期に1回アンケートを取って結果を分析し、児童の意識改革に努める。
- ②児童の日常の様子を細かく観察することにより未然防止や早期発見に努める。
- ③家庭・PTA・地域と連携を密にして、児童の実態把握に努める。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について(学力向上アクションプランをもとに)

- ①習熟度別少人数授業のコーディネーターを中心に年間計画を作成し取り組みを進めていきたい。学級2分割や3学級4分割の習熟度別少人数授業の割合を高めていく。
- ②昨年に引き続き、「自分の思いや考えをことばで表現できる子どもを育てる」をテーマに設定して授業研究に取り組み、言語力や論理的思考能力の育成に努める。
- ③学級担任や生活指導部が中心となり学習規律の確立に努める。

(2) 自己有用感を高めるために(児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から)

- ①自己の生き方についての考えを深め自己を生かす能力を養う。
- ②集団の一員として自覚を持ち自主的に諸問題を解決しようとする態度を育てる。
- ③夢や希望を持ち、憧れる自己イメージを獲得し、自らの目標に向かって努力する態度を育てる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①学校の教育活動全体を通じて道徳教育に取り組み、いじめを許さない見逃さない雰囲気の醸成に努める。
- ②学級活動を通じて、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるより良い生活作りに参画する態度を育てる。
- ③情報モラルの指導に取り組み、いじめにつながる誤った情報を見逃さない態度を育成する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ①日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も学年会や生活指導部会で報告し、教職員間で共有する。
- ②いじめられている児童やいじめている児童、周辺にいる児童が相談しやすい環境作りに努める。
- ③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部機関と連携し相談体制の充実を図る。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①いじめ事案の発見・通報があれば、学年部・生活指導部へ報告すると同時に必ず校長又は教頭へ報告する。校長は、関係者に支持し事実関係を明らかにし、保護者・教育委員会に報告する。
- ②被害児童の保護を最優先し、加害児童には保護者も含め徹底した指導を行う。
- ③生活指導部会・生活指導全体会で情報の共有化をはかり教職員が連携して児童の指導にあたる。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

いじめ対策委員会(常設)

(当該担任 学年主任 生活指導部 管理職)

- ①年間計画を作成する。
- ②いじめに関する情報を収集する。
- ③いじめ事案があれば、緊急会議を開催し情報の共有、指導及び支援、保護者との連携を図る。

【年間計画】

- ①いじめ対策委員会を毎月行う。
- ②学期に1回アンケートを行う。
- ③保護者向けのアンケート調査を行う。
- ④アンケート終了後、担任による聞き取り調査を行う。
- ⑤いじめ防止週間の設定。(6月・11月)
- ⑥生活指導研修会。(7月)
- ⑦人権教育実践研修会。(2月)

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校・学年だより、ミマモルメメールなどにより情報発信・啓発に努める。
- ②学校協議会へ提案し、理解と協力を要請する。
- ③地域団体やPTAと連携し、啓発に努める。

(3) 取組内容の検証

- ①運営に関する計画で、いじめの問題について検証し、PDCAサイクルを活用した。取り組みを実践する。
- ②アンケート結果を分析し、児童の実態把握に努める。

7. 重大事案への対処

- ①教職員の共通理解を図り、速やかに教育委員会へ報告する。
- ②保護者、関係期間に連絡し共に問題の解決にあたる。
- ③窓口を一本化し、いじめを隠蔽せず、誠意ある対応に努める。
- ④事案を振り返り、未然に防ぐことはできなかったか検証する。

いじめ発見時の際の流れ

